

## 災害発生後に工事急かす“業者” 「無料で点検」注意を

台風・豪雨・大雪・地震などの自然災害が発生すると、消費者宅を「無料で点検する」と言って訪問し、消費者の不安をあおり、高額な工事を契約させる悪質な「点検商法」の相談が多く寄せられます。

▼「ソーラー設備に台風の影響で損傷が出ていないか点検に来た」とソーラー設置時の関連業者を名乗る業者が訪問してきた。デジタルカメラの画像を見せて「瓦がずれている。早く修理しないと雨漏りする」と工事を急かされ、100万円の屋根修理工事を契約したが、本当に必要な工事だったか不安になった。(50代・女性)

▼近所の外壁の修理をしているという業者が訪問してきた。「先日の台風で雨どいに枯葉が詰まっている家が多い。無料で点検する」と言われ承諾した。すると、「雨どいを取り付けてある外壁部分に亀裂が入っている。今なら火災保険を使って自己負担無しで修理ができる。早いうちに工事した方がよい」と強引に勧められ、80万円の外壁工事の契約をした。本当に火災保険が使えるのだろうか。(60代・男性)

屋根や雨どいなど消費者が容易に確認できない部分の判断が難しく、業者が勧める工事の必要性についても、話をうのみにして受け入れがちになります。住宅に関わる工事は急を要する場合であっても高額な契約になることから、慎重に行うことが大切です。

被害やトラブルに遭わないためのポイントを紹介します。

- ① 「無料で点検」と訪問してくる事業者には必ず別の目的があります。簡単に応じることは避けましょう。
- ② 事業者から契約を急かされても、その場で契約せず、複数の事業者から見積もりを取って比較しましょう。
- ③ 「保険金を使えるので自己負担はない」などと勧誘されても、すぐに修理の契約はせず、まずは加入先の損害保険会社または代理店に相談しましょう。
- ④ 訪問や電話勧誘で工事契約をした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフ（無条件解除）ができます。

トラブルが発生したら、なるべく早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。